

- 内容 【 1.協議事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

都市政策部長 氏名 赤坂 高志 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

損害賠償の額の決定及び和解についての専決処分について

【 目 的 】

道路等の瑕疵等により発生した事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したことを報告するものです。

【 概 要 】

1 道路等の瑕疵により発生した事故による損害賠償表

	専決処分日	損害賠償額 (損害額)	過失 割合	事故概要
1	令和元年5月31日	154,918円 (309,836円)	5割	成塚町地内で平成30年11月8日午前8時45分頃発生。乗用車が走行中、道路に生じていた陥没部分を通過したところ、車両の前部バンパー及び左前輪タイヤホイールを損傷した。

- 2 本件に関し、市と相手方との間には、上表に記載のほか、一切の債権債務関係がないことを相互に確認する。
- 3 損害賠償の支払い CHUBB損害保険(株)道路賠償責任保険にて対応しました。
- 4 その他 地方自治法第180条第2項の規定により、令和元年6月委員会協議会あてに報告します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部 道路整備課 管理係 内線2711 47-1835 ダイヤル

- 内 容【 2. 連絡事項 】
- 公 開【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

秘書室長 氏名 笠原 淳一 内線 (TEL) 2210



【 表 題 】

令和元年春勲章・褒章受章者祝賀会の開催について

【 目 的 】

太田市民で勲章・褒章を受章された方々を招待し、市内各界各層の代表者とともに、その功労、功績を称え、敬意と感謝の意を表するため開催するものです。

【 概 要 】

1 受章者

叙 勲 (10名)

- ・服部 晶氏 (瑞宝双光章／教育功労)
- ・澁澤喜代春氏 (瑞宝双光章／郵政事業功労)
- ・掛川 陸夫氏 (瑞宝双光章／学校保健功労)
- ・永田 仁志氏 (瑞宝双光章／郵政事業功労)
- ・奥野 潤一氏 (瑞宝双光章／更生保護功労)
- ・清水 文孝氏 (瑞宝双光章／保健衛生功労)
- ・岡部 宗平氏 (旭日単光章／地方自治功労)
- ・清水 忠夫氏 (瑞宝単光章／警察功労) ※第32回危険業務
- ・山田 道善氏 (瑞宝単光章／警察功労) ※第32回危険業務
- ・恩田 恵子氏 (瑞宝単光章／調停委員功労)

褒 章 (1名)

- ・小暮 稔氏 (黄綬褒章／業務精励 (司法書士業))

2 日 時 令和元年 7月26日 (金) 午前11時～

3 会 場 マリエール太田 パラティーノ (太田市西矢島町601番地)

4 出席予定者 約200名

5 その他 式典に係る庁内動員者につきましては、6月の副部長会議で別途依頼します。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 秘書室 秘書係 内線2211 47-1808ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

企画部長 氏名 正田 吉一 内線2200



【 表 題 】

太田市と桐生信用金庫との「持続可能なまちづくり」に関する包括協定締結について

【 目 的 】

本協定は、太田市と桐生信用金庫が様々な分野で連携を行うことにより、人口減少、超高齢社会、東京一極集中是正などの課題解決に向けて、相互の資源を活用しながら、「まち・ひと・しごと」の創生や持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた施策の推進を図り、地域社会、経済、環境の持続的好循環の確立に向けたまちづくりを積極的に進めていくことを目的として締結したものの。

【 概 要 】

1. 協定名称 太田市と桐生信用金庫との「持続可能なまちづくり」に関する包括協定
2. 協定相手 桐生信用金庫 理事長 津久井真澄
3. 協定内容
 - （1）地域の安全・安心に関すること。
 - （2）地域の産業振興に関すること。
 - （3）就業支援に関すること。
 - （4）シティプロモーション、観光振興等に関すること。
 - （5）移住支援に関すること。
 - （6）持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた施策の推進に関すること。
 - （7）人材の育成に関すること。
4. 協定締結日 令和元年6月3日
5. 今後の予定
 - ・ビジネスマッチングフェアの共催を始めとした各種連携事業を模索する。
 - ・令和元年6月委員会協議会に報告予定。

【 備 考 】

* 問い合わせ先 企画部 企画政策課 企画政策係 内線2293 47-1892 ダイヤルイン

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

総務部長 氏名 高島 賢二 内線 (TEL) 2300



【 表 題 】

平成30年度 入札及び契約状況について

【 目 的 】

平成30年度契約検査課で取り扱った建設工事及び建設関連業務委託案件の入札及び契約状況について報告するものです。

【 概 要 】

1. 平成30年度入札・契約状況 () 内は平成29年度実績

区 分	件 数	予定価格 (円) (税抜き)	落札金額 (円) (税抜き)	単純平均 落札率 (%)	加重平均 落札率 (%)
条件付一般競争入札 ・通常型	305	4,695,070,000	4,100,970,000	83.88	87.35
	(296)	(4,458,840,000)	(3,843,850,000)	(82.62)	(86.21)
条件付一般競争入札 ・小規模型	172	536,410,000	454,810,000	84.35	84.79
	(150)	(427,270,000)	(358,420,000)	(83.43)	(83.89)
指名競争入札	9	246,760,000	218,200,000	90.86	88.43
	(23)	(378,590,000)	(345,160,000)	(92.82)	(91.17)
随意契約	9	1,427,630,000	1,425,310,000	97.44	99.84
	(11)	(247,370,000)	(242,980,000)	(98.43)	(98.23)
合 計	495	6,905,870,000	6,199,290,000	84.42	89.77
	(480)	(5,512,070,000)	(4,790,410,000)	(83.72)	(86.91)
対前年比	103.13%	125.29%	129.41%	0.70ポイント	2.86ポイント

・詳細は、別紙参考資料1のとおり

2. くじ引きの状況

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
くじ引き割合	40.6%	51.4%	51.4%	62.7%	64.4%	63.4%

・詳細は、別紙参考資料2のとおり

【 備 考 】

* 問い合わせ先 総務部 契約検査課 契約係 内線 2451 ファイル 47-1817

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

地域の夏まつりの概要について

【 目 的 】

地域の特色をいかした夏のまつりにより、地域内交流を図ることを目的とします。

【 概 要 】

- 1 2019おおた夏まつり（北会場・南会場）（1%まちづくり事業）
 - ・開催期日 7月13日（土）、14日（日）
 - ・時 間 午後2時～午後10時（交通規制時間）
 - ・会 場 太田地区商店街通り（北会場）・太田南一番街大通り（南会場）

- 2 世良田祇園まつり（1%まちづくり事業）
 - ・開催期日 7月27日（土）
 - ・時 間 午後4時～午後10時
 - ・会 場 世良田公園

- 3 第33回新田まつり
 - ・開催期日 8月10日（土） 荒天の場合は11日（日）
 - ・時 間 午後4時30分開始（花火大会 午後8時開始予定）
 - ・会 場 新田中央公共地区（新田陸上競技場及びその周辺）

- 4 第52回藪塚まつり
 - ・開催期日 8月31日（土） 荒天の場合は9月1日（日）
 - ・時 間 午後4時開始
 - ・会 場 藪塚本町中央運動公園

【 備 考 】

問合せ先	おおた夏まつり（北会場）	太田行政センター	電話0276-22-2603
	おおた夏まつり（南会場）	九合	電話0276-45-6978
	世良田祇園まつり	世良田	電話0276-52-1002
	新田まつり	綿打	電話0276-57-1041
	藪塚まつり	藪塚本町	電話0277-78-2111

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 1. 庁議後 】

福祉子ども部長 氏名 堤 順一 内線 (TEL) 2 5 0 0



【 表 題 】

プレミアム付商品券事業について

【 目 的 】

本事業は、消費税・地方消費税の10%への引上げが低所得者・子育て世帯（0～2歳児）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としてプレミアム付商品券の販売を行うものである。

【 概 要 】

1 購入対象者

- (1) 令和元年度住民税非課税者（基準日 平成31年1月1日） 約 30,000人
- (2) 3歳未満の子が属する世帯の世帯主 約 5,000世帯
(平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれた子)

2 購入限度額

- (1) 住 民 税 非 課 税 者 : 25,000円（販売額 20,000円）
- (2) 子育て世帯（3歳未満の子）: 25,000円（販売額 20,000円）×3歳未満の子の数

3 申請方法及び期間

住民税非課税者には、申請書を送付し、原則、郵送にて申請を受理し、審査後、該当者に購入引換券を送付する。期間は、令和元年8月1日～12月31日とする。
なお、子育て世帯には、直接購入引換券を郵送する。

4 購入方法及び期間

購入引換券により、商品券を購入する。（販売場所：本庁、新田庁舎、イオン太田）
期間は、令和元年10月1日～令和2年2月28日とする。

5 使用方法及び期間

登録された商店等で使用する。期間は、令和元年10月1日～令和2年2月29日とする。

6 その他

事務費等については、令和元年6月定例会に議案として提出する予定です。
広報おおた7月20日号（概要）及び9月10日号（詳細内容）に掲載予定です。

【 備 考 】

*問い合わせ先 福祉子ども部社会支援課 管理係 内線 2 5 2 1 4 7 - 1 8 2 7ダイヤル

- 内容 【 2. 連絡事項 】
- 公開 【 1. 可 】
- 公開時期 【 2. 委員会・委員会協議会后 】

福祉子ども部長 氏名 堤 順一 内線 (TEL) 2500



【 表 題 】

太田市地域生活支援拠点の整備について

【 目 的 】

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、生活支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい児者が住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう、支援体制の構築を図るものです。なお、本拠点の整備については、令和2年度末までに各市町村又は各都道府県が定める圏域に、少なくとも1つを整備することが国から示されているものです。

【 概 要 】

1 太田市地域生活支援拠点の取り組み

居住・自立支援のための機能のうち次の機能を重点的に実施します。

①緊急時の受け入れ・対応

障がいをお持ちの方の介護者が緊急入院等で一時的に介護ができなくなった場合に、障がい者ご本人を入所施設等で緊急的な一時預かりを行います。福祉サービス利用者については法定サービスにより行い、福祉サービス未利用者については、市から委託した拠点事業所等により対応します。また、平常時より関係者間で情報共有を図り、緊急対応をつくらない体制整備を目指します。

②体験の機会・場

「親亡き後」を見据え、自立性を高めるためのグループホームへの体験入所や短期入所の利用を促進するとともに、日中活動の体験をとおして、就労などの充実した生活を送るための機会を提供します。

2 実施体制

太田市が事業主体となります。緊急時の受け入れ・対応を障害福祉サービス事業所等(拠点事業所等)に委託して行います。その他の取り組みは、障がい者相談支援センターを核として、地域の障がい福祉サービス事業所等と連携を図り実施していきます。

3 実施時期 令和元年7月1日

【 備 考 】

* 問い合わせ先 福祉子ども部 障がい福祉課 自立支援係 内線2518

- 内容 【 2.連絡事項 】
- 公開 【 1.可 】
- 公開時期 【 2.委員会・委員会協議会后】

都市政策部長 氏名 赤坂高志 内線 (TEL) 2800



【 表 題 】

第9回太田市景観賞の募集について

【 目 的 】

市の魅力ある景観の保全・形成に対する市民意識の向上を図るため、建造物、樹木及び活動等、良好な景観づくりの取り組みを募集し、表彰します。

【 概 要 】

1 応募対象 (公共施設や指定文化財そのもの、過去に表彰されたものは対象になりません。)

① 建築物・工作物・屋外広告物・樹木等

◇ 周辺の景観に配慮して計画・設計・建築・表示・緑化などをしたもの<新築・新設>

◇ 5年以上、良好な景観を構成する物件を保全・管理しているもの<長期間の管理>

② 景観づくり

◇ 5年以上、景観を保全する活動 (清掃、植栽等) をしているもの<長期間の活動>

◇ 街並みの整備や計画、地区計画や景観協定等の策定への主体的な参加

◇ 景観に関する研修やイベントなどを行い、市民意識の高揚に寄与したもの

※参考 (過去5回)

開催回	第4回 (H26)	第5回 (H27)	第6回 (H28)	第7回 (H29)	第8回 (H30)
応募件数	7件	11件	17件	8件	15件

2 応募資格 市民または市内で事業や活動をしている事業者・団体

3 応募方法 自薦・他薦は問わず。所定の応募 (推薦) 用紙に記入し、必要書類を添えて都市計画課へ持参、郵送、ファックス、メールのいずれかで応募。

4 募集期間 令和元年8月1日 (木) ~9月30日 (月)

5 審査 太田市景観審議会委員により、現地確認のうえ審査。

6 表彰 大賞 (原則1点)、賞 (若干数) とし、表彰状及び記念品を贈呈。

7 表彰式 令和2年1月下旬予定 (景観に関する講演会を併せて開催)

【 備 考 】

* 問い合わせ先 都市政策部都市計画課景観係 内線2815 47-1839 ダイヤルイン

- 内 容 【 2. 連絡事項 】
- 公 開 【 1. 可 】
- 公開時期【 2. 委員会・委員会協議会后 】

市民生活部長 氏名 石坂 之敏 内線 (TEL) 2400



【 表 題 】

(仮称) 太田市外三町広域斎場建設研究会の報告について

【 目 的 】

太田市・大泉町・邑楽町・千代田町の斎場担当課で広域斎場設置の可能性について研究会を開き調査検討してきましたが、その内容がまとまりましたので各市町が広域斎場について検討するための基礎資料として報告するものです。

【 概 要 】

1. 太田市・大泉町・邑楽町・千代田町による斎場整備について
1市3町連携での斎場整備について、1つの選択肢となり得ることを確認しました。
2. 広域斎場のメリットについて
1市3町連携での施設整備による建設コストの縮減や共同処理による効率的な施設運営などのメリットがあります。
3. 広域斎場の建設候補地について
太田市斎場は市街地に立地し広域の斎場を整備するには用地が手狭であり、比較検討した結果、建設候補地は「大泉町外二町斎場用地内」が適当と判断しました。

【 備 考 】

- * 問い合わせ先 市民生活部 市民課 窓口記録1係 内線2147
47-1937 ダイヤル